

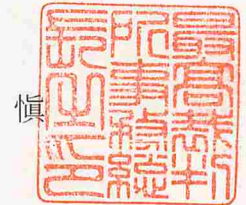
最高裁秘書第1630号

令和2年7月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

6月15日付け（同月17日受付，第020194号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

2月26日付け最高裁判所事務総局総務局参事官事務連絡「裁判所における新型コロナウイルス感染症への当面の対応について」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(庶ろ-15-B)

令和2年2月26日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石井芳明

裁判所における新型コロナウイルス感染症への当面の対応に
ついて（事務連絡）

昨日、政府において、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が決定されました。これに伴い、最高裁判所で新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、現時点での情報を基に、裁判所における当面の対応について別紙のとおり定めましたので、各庁において、必要な検討を進めてください。

別紙

裁判所における当面の対応について

令和2年2月25日

1 現在の状況

政府基本方針に記載のとおり。感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することが、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つとされている。

2 今後の対策

政府基本方針を踏まえ、最高裁はもとより、各裁判所は、速やかに次の(1)～(3)の対応をとることが考えられる。

(1) 情報流通

裁判所内において、職員の健康状態、事件関係者の症状等に関する情報が速やかに収集され、伝達される態勢ができていないか確認する。また、地域における感染が拡大した場合には、特定の地域に外出自粛要請がされたり、近隣の行政機関が業務を縮小等することもあり得ることから、積極的に地域の実情（地方公共団体のみならず国の出先機関の状況、これらの機関や保健所等から提供される情報等）の情報収集を行う。

(2) 感染拡大防止策

- 引き続き、手洗いや咳エチケットなどの感染症対策を徹底する。窓口対応、弁論準備や調停、勾留質問など当事者等と近距離で対応する職員に対してはマスクの着用を促す。
- 発熱等の症状がある場合の休暇取得について改めて周知する。
- 職員の通勤手段等に関する各庁の実情に応じ、早出遅出制度を活用するなどして混雑時間帯を避けて通勤することを促す。
- 当事者等に対し、発熱等の症状がある場合には、①期日変更の検討を要するので事前に電話で裁判所に連絡をしてもらうことや、②出頭する必要がある

る場合にはマスクを着用することについて協力を求めることも考えられる。傍聴人についてもマスクの着用を許容することが相当と考えられる。

- 事件関係者等が新型コロナウイルス感染症に感染していたことが判明した場合には、保健所の指示に従い、消毒等必要な対応を行う。また、職員について新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合、当該職員と濃厚接触した職員の出勤の可否は保健所等の指示に従って判断することとし、指示があるまでの間、濃厚接触した職員の出勤は控えさせる。
- 広報等の行事や外部機関との会合、多人数での懇親会などについては、現在の状況が感染拡大を防ぐために「極めて重要な時期」とされていることを踏まえ、一定期間（専門家会議の見解を踏まえ3月第2週目までを目安とする）、この期間に実施する必要がある、実施日の変更が困難なものを除き、原則として延期又は中止を検討する。

(3) 業務態勢の検討

- 新型コロナウイルス感染症に感染した職員が判明した場合には、当該職員が所属する部署の業務を部分的に縮小せざるを得ないことも考えられ、必要に応じ関係機関と連携し、そのような場面も含めた想定をしておく。支部や独立簡裁についても必要な人員を確保できるよう、応援態勢を検討しておく。
- 事件処理については、(閉鎖空間において近距離で会話を行うかといった)期日の性質や当事者の意向等も考慮した上、要急でないものについては柔軟に期日変更等を検討することが考えられる。また、(例えば、破産事件の集団免責審尋、少年事件の集団審判など)多数の当事者に一斉に出頭を求めている手続のうち、可能なものについては、他の方法によることも検討することが考えられる。

なお、今後、裁判所所在地やその周辺に外出自粛要請がされるような事態に至った場合などには、一律に期日変更等することも含めて検討を要する。